

岐阜県職員退職手当条例の一部を改正する条例について

岐阜県職員退職手当条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和二年二月二十日提出

岐阜県知事 古田 肇

岐阜県職員退職手当条例の一部を改正する条例

岐阜県職員退職手当条例（昭和二十八年岐阜県条例第四十一号）の一部を次のように改正する。

附則第三十一項中「附則別表第一」を「附則別表」に改める。

附則

この条例は、令和二年四月一日から施行する。

提案説明

国立大学法人法の一部改正に伴い、所要の規定の整理を行うため、この条例を定めようとする。